

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出について

1 対象作業 騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業（別紙参照）

2 規制基準

区域の区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85 デジベル	午後7時～翌日午前7時でないこと	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと
第2号区域	85 デジベル	午後10時～翌日午前6時でないこと	1日14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと

※ 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線上における許容限度

3 提出期限 特定建設作業を開始する7日前まで

※ 災害その他非常の事態の発生により、緊急に特定建設作業を行った場合も、速やかに届出を行う必要があります。

4 提出書類

(1) 特定建設作業実施届出書（様式第9）

(2) 添付書類

- ア 工事場所の付近の見取図
- イ 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）
- ウ 工事の概要が分かるもの（図面など）
- エ 使用機械の仕様が分かるもの（パンフレットの写しなど）

5 提出部数 2部 ※1部は正本をコピーしたもので構いません。

6 届出先 枕崎市役所 市民生活課 環境整備係

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町27番地
TEL 0993-76-1097（環境整備係 直通）
FAX 0993-72-6886
E-mail kankyoseibi@city.makurazaki.lg.jp

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。